

令和7年3月18日

入札参加有資格者のみなさまへ

大 阪 市

監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の改正について

監理技術者等の配置に関する事務取扱要領について、次のとおり改正します。

記

建設業法改正により、現場技術者の専任の合理化が図られたことから、次のとおり改正を行います。

1 改正の概要

(1)主任技術者・監理技術者の専任配置の例外

- 主任技術者又は監理技術者は、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。
- 今般、改正建設業法の趣旨に則り、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用するなどの一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とするよう改正する。

○専任特例1号 新規

生産性向上に資するため、情報通信機器を使用する等の一定要件に合致する工事に関して、2件まで兼任を可能とする制度を新設。

◎兼任を可能とする要件

①請負金額

各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること

②工事現場間の距離

工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること

③下請次数

当該建設業者が発注者となった下請け契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと

④連絡員の配置

当該建設工事に配置する主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」）を当該建設工事に配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと

⑤施工体制を確認する情報通信技術の措置

当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法（遠隔から現場作業員の入対応が確認できるもの）により確認するための措置を講じていること

⑥人員の配置を示す計画書の作成、保存等

⑦現場状況の確認のための情報通信機器の設置

主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システム等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること

○専任特例2号 文言修正のみ

改正前：当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すれば、監理技術者は特例監理技術者として工事現場を2つまで兼任できる。

改正後：当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すれば、監理技術者は工事現場を2つまで兼任できる。（専任特例2号）

(2)営業所専任技術者等の専任現場兼務

●営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、今般、改正建設業法の趣旨に則り、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務について、兼務を可能とするよう改正する。

○技術者を専任で配置する必要がある工事 新規

◎兼務を可能とする要件

- 当該営業所で契約締結した建設工事であること
- 兼ねる工事現場の数が1以下であること
- 監理技術者等の専任特例1号の要件を満たしていること
※専任特例1号で「工事現場間」とあるのは、「営業所から工事現場間」と読み替え
- 営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

○技術者を専任で配置する必要があるない工事 継続

（営業所と工事現場が近接している場合）

◎兼務を可能とする要件

- 当該営業所で契約締結した建設工事であること
- 工事現場と営業所が近接（工事現場が大阪市内である場合又は工事現場が大阪市内外である場合は、営業所から工事現場までの距離が約30km以内である場合）
※国のマニュアルでは、工事現場の職務に従事しながら営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していることとされている。
- 営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

○技術者を専任で配置する必要がない工事 新規
(営業所と工事現場が近接している場合を除く)

◎兼務を可能とする要件

- 「技術者を専任で配置する必要がある工事」に同じ(ただし、専任特例1号の要件①を除く)

(3)所属建設業者との直接的かつ恒常的な関係を証する書類の変更

改正マイナンバー法により、従来の保険証が令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、以降はマイナンバーカードの健康保険利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行している。従来の保険証は引続き令和7年12月1日まで使用できるものの、マイナポータルでマイナ保険証資格情報のうち、所属建設業者名が記載されないことから、次のとおり改正する。

改正前：健康保険被保険者証

改正後：健康保険被保険者証(所属建設業者名が記載されているもの。ただし、令和7年12月1日までの取扱いとする。)、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(年金事務所が受け付けたこと分かるもの)

2 要領の改正内容等

「[監理技術者等の配置に関する事務取扱要領](#)」をご確認ください。

3 適用時期

令和7年4月1日以降発注分